

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03172

研究課題名(和文) 東アジアの経済犯罪と刑事制度の変容

研究課題名(英文) Economic Crime in East Asia and Transformation of Criminal Systems

研究代表者

高山 佳奈子 (Takayama, Kanako)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：30251432

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)： 定例の研究会を3年間で全13回実施し、報告を基にした成果を法律学術雑誌に公表した。公正取引委員会から講師も招へいした。

武漢大学法学院および華東政法大学法律学院との国際シンポジウムを各2回実施し、「証券犯罪」「金融犯罪」「インターネット金融犯罪」をテーマに各国の最新の立法および実務の状況を報告するとともに理論的な討論を実施した。成果は平成30年度内に論文集として刊行する。

研究成果の概要(英文)： In 13 regular meetings during the three years' period, members reported on various topics related to this research project and also invited a guest lecturer from the Japan Fair Trade Commission.

As international joint research programs, we held two symposia with the Law School of the Wuhan University and another two with the Law School of the East China University of Political Science and Law. Main themes were stock market crime, financial crime and Internet economic crime. Reports from those conferences will be published as a book in one year.

研究分野： 刑事法学

キーワード： 経済刑法 比較刑事法 東アジア

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、日本や欧米諸国ばかりでなく、東アジア地域でも、社会および経済のグローバル化が進み、経済犯罪および経済刑法の各領域で、重要な立法や制度改正が相次いでいる。また、東アジア諸国と日本との経済的な結びつきの強さにかんがみ、経済犯罪対策の国際的な検討が必要であると考えられる。

(2) そこで、2011年の国際犯罪学会世界大会を機に、研究代表者を含む日本の研究者らと東アジア諸国の研究者とで共同研究を開始した。この協力関係を生かして2012年度から進めたのが、「東アジアの経済刑法」(H24-26 基盤研究(C))である。

内外での研究を通じ、2つの大きな成果が得られた。1つは国際学术交流における成果であり、中国・韓国・台湾の研究者との協力関係が構築できた。外国側参加者からも高い評価を受け、共同研究の継続の希望が寄せられている。いま1つは刑事法学の内容における成果であり、東アジア諸国の経済犯罪の現状と課題が一定程度把握できた。具体的には、まず、現状の把握として、証券・金融犯罪、カード犯罪、特別背任罪、強制執行妨害罪、企業事故といった各論の領域において、各国が経済の国際化の中で法改正を重ね、あるいは判例理論を展開させてきていることが理解できた。

そこにおいては、犯罪概念、法益概念、刑事制裁と行政制裁の関係および両者の手続のあり方などの、総論的な問題も議論の対象になっており、ドイツや日本の法制が東アジア諸国で参照されていることが明らかになった。それと同時に、諸外国の新しい制度の中には、日本にとって参考になるとと思われる試みも現れていることがわかった。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究課題は、研究代表者・研究分担者らによるそれまでの共同研究の成果をふまえ、これをさらに発展させて、国際的な学術的貢献を果たそうとするものである。

具体的には、中国・韓国・台湾等における近年の経済犯罪の情勢とそれに対処する理論的・制度的枠組みの動向に関するこれまでの検討を継続・深化させるとともに、緊密な経済的関係にある東アジア諸国間で刑事法理論・制度改正にもたらされる国際化のインパクト、および、刑罰以外も含めた法的制裁とこれを実現するための手続のあり方も研究することとした。

(2) 研究代表者・研究分担者らによる先行の共同研究では、解明を意図する項目として、「経済刑法と経済犯罪対策の分野別特性」、「経済刑法と経済犯罪対策の欧米及び東アジアの地域的特性」、「経済犯罪分野における刑事制裁その他の制裁の特性」、「経済犯罪分野への刑事介入の特性」、「経済刑法適用範囲

に関する国別特性」を立てていた。これを通じ、とりわけ次の注目すべき点がわかってきた。

歴史的・伝統的な犯罪論にソビエト連邦刑法の体系を組み合わせ、独自の制度を発展させてきた中国において、ドイツおよび日本の刑法理論への関心がここ15年ほどで急速に高まり、これらを法解釈・適用に生かそうとする見解が強まっていること

それと同時に、中国での市場経済の発展等に伴う新たな犯罪類型が問題化しており、実務上の必要性に基づく刑法改正が重ねられていること

従来からドイツ法・日本法の影響が強い韓国・台湾でも、企業による偽装事件や事故といった新たな犯罪現象に対処するため、日本にはない議論の展開や立法が見られること

これらの最近の動きの中では、刑事罰以外の制裁も活用されており、また、それを科すための手続法の問題もあること

などである。

(3) そこで、従来培ってきた東アジアの複数国の研究者との間の協力関係を生かした研究により、これらの課題に取り組むこととした。

## 3. 研究の方法

(1) 研究体制として、刑法理論の比較研究の実績を基に、新たに、行政制裁や、手続法も視野に入れた専門の広がりをもつ。また、ドイツ法も含めた各国法制の調査を、直接原語で行うことのできる体制を備えている。これまで、研究成果を国際的に公表してきた実績とノウハウを生かし、着実な成果を上げることが期した。

諸外国における経済犯罪対策を検討することを通じて、日本法にとって有益な示唆を得られると考えられた。特に、現在、日本では、行政制裁・民事制裁の活用や、経済犯罪における司法取引制度の導入が議論されており、東アジア諸国の先行例を参考にしようと予想された。市場を通じた東アジア諸国との経済的な結びつきをふまえ、国際的な提言の機会も生かすことができる。

そこで、定例の研究会および国際シンポジウムを通じて研究を進め、成果を内外に立法・法解釈の提言として公表することを予定した。

(2) これまで定期的に開催してきた定例の研究会を継続し、成果を国内の法律専門誌に公表した。開催は、初年度が2015年4月19日、7月19日、10月10日、2016年2月28日の4回、2年目が4月29日、7月17日、10月9日、2017年1月7日の4回、3年目が4月29日、7月16日、9月17日、11月5日、2018年3月25日の5回で、全13回であった。

(3) 中国の大学と共同して国際シンポジウムを開催した。2015年9月11日武漢大学に

おける「刑法に基づく食品安全の保護 日中の比較とその示唆」(2016年5月6日華東政法大学における「日中の証券犯罪」)、2017年9月30日～10月1日立命館大学における「金融犯罪」、2017年11月11～12日京都大学における「インターネット金融犯罪」である。

(4)内容的には、中国・韓国・台湾等における近年の経済犯罪の情勢とそれに対処する理論的・制度的枠組みの動向に関するこれまでの検討を継続・深化させることとした。緊密な経済的関係にある東アジア諸国間で刑事法理論・制度改正にもたらされる国際化のインパクトを検討した。さらに、刑罰以外も含めた法的制裁とこれを実現するための手続のあり方も研究した。

#### 4. 研究成果

(1) 国際シンポジウムの成果の一部は、「5」〔図書〕に掲げる『日中経済刑法の最新動向』(研究成果公開促進費課題番号18HP5139)として、書籍化することになった。掲載予定論文は次のとおりである。

第1章「社会の構造的変化と法学の発展」では、2012年に大改正された日本の刑法第5章「公務の執行を妨害する罪」、および、2007年に証券取引法を継承した金融商品取引法による株式会社に対する刑事規制の拡大と重罰化の背景と理論的問題を分析している。齊藤豊治「市場競争の激化と経済犯罪の規制 証券犯罪を中心に」

松宮孝明「会社再建と強制執行妨害の罪」

第2章「悪質商法、詐欺罪と経済刑法」は、日中両国で近年社会問題化した不正な財産侵害の実例を紹介・検討している。社会現象としては日中で共通する手口が用いられる場合も少なくないが、刑事規制の及ぼし方は相当に違う。これは性質や保護法益・処罰目的の考え方の相違によるものである。中国の研究者が世代によってこれらの点への取り組み方を異にしているのも、今後の立法・学説・実務の展開を見る意味で興味深い。

永井善之「コンピュータ関連の詐欺罪について」

大下英希「日本の悪徳商法について」

于改之「不法経営罪の立法、司法及びその他：不法経営罪の拡張を中心に」

劉憲権「期限切れの変質食品原料を使用する行為に関する罪責及びその刑罰」

第3章「刑法に基づく食品安全の保護」は、2019年の国際刑法会議でも中国の研究者が中心となって取り上げる予定のテーマであるが、刑事規制の問題は複雑である。日本では、過失犯論全般には深化が見られるものの、最新の立法においては理論的な整理が必ずしも十分でない点が指摘される。中国では、「詐欺」の側面と「公衆衛生」の側面との切り分け、および、抽象的危険犯に厳罰を科す制度のあり方が問われている。

松宮孝明「食品の安全と過失論の役割」  
前嶋匠「食品の安全と刑事責任」  
神例康博「刑事製造物責任と組織の責任・個人の責任」

松宮孝明「日本における過失犯論の発展」  
高山佳奈子「犯罪論体系と比較法研究」

第4章「証券犯罪」では、国際的に刑事規制の導入が進められたインサイダー取引罪や相場操縦罪に日中両国がどのように対応したかが明らかにされるとともに、処罰根拠論や実効性の探究が中国の若手研究者によっても進められていることが注目される。

松宮孝明「証券取引法から金融商品取引法へ」

劉憲権「法定刑における未公開情報利用の取引罪の設置及びその適用について」

神例康博「インサイダー取引の刑事規制」

品田智史「日本法における相場操縦・開示規制違反」

李振林「内幕取引罪の司法難題における解析」

謝傑「証券、先物市場支配罪の犯罪本質に対する再認識 法経済学の立場に基づいて」

第5章「金融犯罪」は、不正な資金集めにつき可罰性の中核部分の理解においては日中で共通性があるものの、辺縁的部分や限界については社会的な観念に相違があり、社会的背景の相違をいかに法制度に反映させるかの問題が提起されていることを示している。

松宮孝明「ネット金融と詐欺」

齊藤豊治「日本における利殖商法と組織的詐欺罪」

熊琦「相場操縦罪における法益および帰責問題について 『スキャルピング取引』犯罪と詐欺罪との異種同形(heterohomogen)関係の視点から」

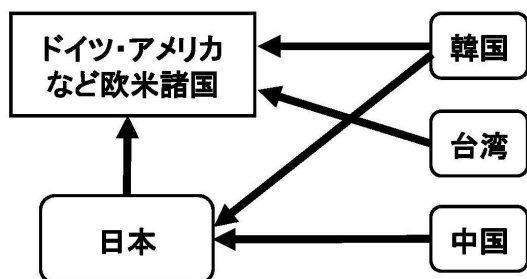
何栄功「法益、変動の過程にある金融秩序と金融犯罪」

従来、現実の社会問題に対応する形で刑事立法や司法解釈を進めてきた中国において、近年、日本法をも参考にしつつドイツ法やアメリカ法の要素を採り入れて、刑事規制の体系を見直そうとする動きが急速に進んでいる。国際学術交流がより望ましい法制度の実現に資するよう研究を展開すべきであるといえる。

相場操縦やインサイダー取引のような、同じ新しい犯罪現象に対して、国際的にある程度統一化された対策が立てられる場合、処罰類型は各国で類似するものとなるが、処罰範囲や制裁制度はそれぞれにおいて実効性のあるものにしなければならない。また、食品偽装のように、現象としては似た事件が起きていても、それを刑事規制の中でどのようにとらえるかが日中で全く異なっているケースもある。実は、歴史的に見ると、抽象的危険犯に重罰を科す犯罪類型は、日本の刑法の中にもいくつか残存しており(現住建造物放

火罪や爆発物取締罰則違反など）それはもともと、中国法にも共通する発想に依拠していた。しかし、日本ではかなり以前から、特別刑法がそのようなアプローチを採用しなくなっている。これに対して、中国では依然として、被害者の死亡結果までもを包括して死刑までの法定刑で処罰しうることとするような抽象的危険犯が重要な役割を果たしており、近代的な犯罪体系の点からは疑問が多い。こうした類型を克服しようとする動きも、学界では論じられており、人権の面から、日本が国際交流によって積極的な貢献をすることもできると考えられる。

(2) さらに、国際化に伴う変化として次の事実が明らかになった。

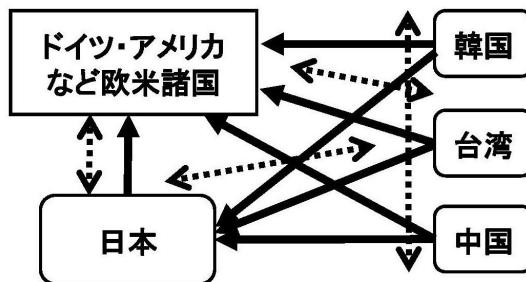


従来は、東アジア諸国における刑事法学の若手研究者の留学パターンは限定的なものであり、実体法分野ではドイツ、手続法分野ではアメリカに学ぶ者が多かった。日本の旧植民地である韓国・台湾では、日本法に影響を与えたドイツ法を直接に研究する者が主流であり、日本への留学生は少数であった。また、留学先では学位論文執筆に専念し、国際研究集会での発表などにはほとんど取り組まないことが通例であった。

国際シンポジウムなどは、各国の研究者が自国の制度を紹介し、その内容について外国の研究者から質問があるという形態にとどまっていた。論文執筆のみに集中すると、口頭での議論の経験が蓄積されないことも、双方向的に実質的な意見交換を実現する支障になっていたと考えられる。

しかし、中国が経済発展を背景に私法制度を変革し、世界中に若手法学研究者を送り出すようになると、国際経済へのインパクトが生じるとともに、刑事法分野の国際学术交流にも大きな影響が生じた。すなわち、国境のない経済活動を効果的に統制するためには、各国が公正な経済秩序の実現に向けて協力する必要があり、それには刑法理論および刑事手続・刑事政策的な知見に関する相互交流が有益である。国際的に活躍できる中国出身の刑事法研究者が突如増加し、研究分野における国際競争が生まれた。日本はかつて、欧米の法制度を学びアジア諸国にその情報を提供するという「経由地」的な役割を果たしたにすぎなかったが、いまや、ドイツの研究者らから意見を求められ、東アジア諸国からも学ぶようになっている。

日本を含めた東アジア諸国からドイツ語圏やそれ以外（英語）に向けた発信が顕著に増加し、英米の法制度が東アジア諸国に及ぼす影響を与えているか、またその有効性についても知ることができるようになった。日本ではなくドイツやアメリカに留学した研究者らが、ドイツ語や英語で直接に日本の研究者に情報を照会することが頻繁になっている。留学者の流れが多様化し、双方向的意見交換が実現してきている。



経済刑法研究の目的は、各国の制度についての知見を広げることにあるのではなく、公正な経済秩序の実現に資する提言にある。そのためには理論分析および事実的知見の拡充を要する。その際、経済活動には国境がないので、経済的結び付きの強い周辺諸国の研究者との連携には意義がある。

東アジア諸国の研究者とのこの分野におけるこれまでの共同研究を通じ、特に「犯罪体系論」「保護法益論」「財産犯」「証券犯罪」「金融犯罪」「刑事・行政手続と制裁制度」が重点的に取り上げる必要のある分野であることが明らかになってきた。

これからの研究課題として、各国の経済刑法の現状を研究することによって、その社会的・制度的な背景を探る必要がある。日本はたとえば、外国から新たな経済犯罪の手口が持ち込まれるほかに、法人処罰を含む刑事・行政制裁の不統一性や手続的権利保障の問題を抱える。中国では、ドイツ法研究者を中心とする犯罪論の著しい深化がみられるが、証券犯罪や刑事製造物責任などの分野に、保護法益が不明で量刑の指針を得ることの困難な類型がある。韓国・台湾では経済刑法立法が迅速であるが、センセーショナルな事件への性急な対応が理論的整合性・規制の実効性の点で課題を残す例もみられる。外国研究者との意見交換を基に、外国の法制度を参考にした日本の制度改正の提言や、東アジア諸国で参考にしてほしい日本の経験を研究成果として発表していくべきである。

(3) 研究代表者・研究分担者はそれぞれ、日本や海外で学術誌や論文集に研究成果を公表できた。また、従前の国際学会等で得た中国・韓国・台湾等の研究者との連携を継続し、各国法制および近年の理論・実務の展開を調査するとともに、日本法の状況について諸外国の研究者に対する情報提供を行った。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

神例康博、補助金等適正化法 32 条にいう「代理人」に当たるとされた事例、ジュリスト臨時増刊・平成 28 年度判例解説、2017、180-181 頁

山本雅昭、ダフ屋の規制について、国際刑事法学之新脈動・余振華教授六秩晋五寿祝賀論文集 2 巻、2017、1-40 頁

品田智史、不当な取引制限罪——遂行行為と継続犯、別冊ジュリスト・経済法判例・審決判例百選(第2版)、2017、250-251 頁

山本雅昭、大規模災害と便乗値上げ、近畿大学法科大学院論集 13 号、2017、1-24 頁

神例康博、組織的詐欺罪における「団体」、「組織」の意味(「岡本倶楽部」事件)、法学セミナー増刊・速報判例解説・新・判例解説 Watch 18 号、2016、160-170 頁

辻本典央、ドイツにおける企業犯罪の捜査・公判手続、刑事法ジャーナル 50 号、2016、63-70 頁

神例康博(訳・孫文)、刑事製造物責任と単位責任・個人責任、楚天法学(湖北省法学会) 2016-1 号、2016、144-148 頁

辻本典央、ドイツの司法取引、名城法学 65 巻 4 号、2016、61-84 頁

辻本典央、ドイツの司法取引と日本の協議・合意制度、法律時報 88 巻 4 号、2016、61-67 頁

高山佳奈子、経済刑法の理論的基礎とグローバル化のインパクト——総説——、刑法雑誌 55 巻 1 号、2015、1-11 頁

山本雅昭、経済犯罪に対する多重サンクションとグローバル化、刑法雑誌 55 巻 1 号、2015、28-39 頁

神例康博、(1 個の行為に対する)罰金と懲役との併科、法律時報 87 巻 7 号、2015、32-37 頁

〔学会発表〕(計6件)

Kanako TAKAYAMA, Corporate Compliance and Criminal Law, Universität Hamburg-Kyoto University Symposium 2017

神例康博、インサイダー取引の刑事規制、日中経済刑法研究会(華東政法大学)、2016

品田智史、相場操縦および有価証券報告書の虚偽記載等、日中経済刑法研究会(華東政法大学)、2016

Satoshi SHINADA, Brennpunkte des Wirtschaftsstrafrecht – die Diskussionslage in Japan, Wuerzburg University, 2016

神例康博、刑事製造物責任と組織の責任・個人の責任、武漢大学経済刑法シンポジウム、2015

高山佳奈子、科学技術と刑事規制、華中科技大学刑法研究会、2015

〔図書〕(計11件)

高山佳奈子・神例康博・辻本典央・品田智史ほか、日中経済刑法の最新動向、2019 予定、成文堂、全 280 頁

神例康博ほか、山中敬一先生古稀祝賀論文集(上巻)、2017、成文堂、全 688 頁

神例康博ほか、新基本法コンメンタール刑法(第2版)、2017、日本評論社、全 688 頁

高山佳奈子ほか、山中敬一先生古稀祝賀論文集(下巻)、2017、成文堂、全 734 頁

Kanako TAKAYAMA, Rechtsvergleichung mit Japan - 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversitaet in Hagen, 2017, Carl Heymanns Verlag, 246 p.

高山佳奈子ほか、西田典之先生献呈論文集、2017、有斐閣、481-500 頁

神例康博・高山佳奈子ほか、浅田和茂先生古稀祝賀論文集上巻、2016、成文堂、839-878 頁

高山佳奈子ほか、ある為替デリバティブ裁判の記録、2016、展転社、276-286 頁

Yasuhiro KANREI, Kanako TAKAYAMA et al., Strafrechtliche Verantwortlichkeit fuer Produktgefahren, 2015, Peter Lang, 224 p.

神例康博ほか、会社法罰則の検証 会社法と刑事法のクロスオーバー、2015、日本評論社、324 頁

神例康博ほか、理論刑法学の最前線 8、2015、成文堂、247 頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

高山佳奈子(TAKAYAMA, Kanako)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 30251432

(2)研究分担者

山本 雅昭 (YAMAMOTO, Masaaki)  
近畿大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 30380124

神例 康博 (KANREI, Yasuhiro)  
岡山大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 40289335

辻本 典央 (TSUJIMOTO, Norio)  
近畿大学・法学部・教授  
研究者番号： 60378510

品田 智史 (SHINADA, Satoshi)  
大阪大学・法学研究科・准教授  
研究者番号： 60542107

(3)連携研究者

( )  
研究者番号：

(4)研究協力者

( )